日本

「結社の自由及び団結権の保護に関する条約(1948年、第87号条約)」(1965年批准)

本委員会は、2014年8月7日付で日本労働組合総連合会(連合)から出され、日本政府の報告ならびに回答についてやり取りされた意見、そして同じく、日本政府の報告に関して提出された日本経済団体連合会(日本経団連)の意見に留意する。また、2014年9月1日に受理した国際経営者団体連盟(IOE)の意見にも留意する。さらに、全国労働組合総連合(全労連)の2014年9月25日付の意見ならびに日本自治体労働組合総連合(自治労連)の同年10月16日付の意見にも留意し、日本政府に対し、次回報告においてコメントを付すよう要請する。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約第2条。消防職員と刑事施設職員の団結権。本委員会は、消防職員および刑事施設職員の団結権を認める必要性に関する本委員会の意見を想起する。また、2010年1月に総務省に消防職員の団結権のあり方に関する検討会が設置され、労働基本権の尊重及び、国民の信頼と安全性確保の両観点から、消防職員の団結権について検討したこと、そして2010年12月の報告書で消防職員に団結権を付与するうえで実際上の障害はないと結論されているとの政府の指摘に留意した。当時、この課題に関する最終的な決定は下されなかった。

本委員会は、日本政府が最近の報告で、経団連にも支持されている本条約の範囲に関する歴史的な理解にくわえ、労働条件の決定における消防職員の参加を保証する消防職員委員会制度の導入に向けたこの15年間に及ぶ努力を想起していることに留意する。さらに、2013年3月31日現在、全国各地の消防本部の99.5%で消防職員委員会が会議を開いているとの情報にも留意する。日本政府は毎年、運用条件の公布およびパンフレットの配布を通じ、消防職員委員会の運営を促進するために努力している。同政府は、消防職員に対し団結権を付与する地方公務員労働関係法案国会における廃案、また公務員制度改革を所管する総務省によるさらなる意見交換の会議開催について指摘している。

本委員会は、連合が消防職員の団結権が現在否定されていることを憂慮し、この基本的権利の否定が恒久的に制度化されていくことに懸念を抱いていることについて留意する。連合はさらに、この権利の否定が続けば、『消防職員の団結権のあり方に関する検討会報告書』(2010年12月)に盛り込まれた理論的検討結果が無視されることになると考えている。

刑事施設職員に関しては、本委員会は日本政府が刑事施設職員は職務の性質上、警察に分類されること、それゆえ本条約の第9条にしたがい団結権が否定されるという主張を繰り返し行っていることに留意する。なお、この主張は日本経団連も支持している。また、刑事施設への配置転換により、団結権を有し、労働組合に加入していた職員が脱退を余儀なくされ、この基本的権利を奪われるという事態が生じているとの連合の意見に留意する。連合はさらに、日本政府は刑事施設職員の団結権に関する具体的な審議を行っていないと述べている。本委員会は再度、刑事施設職員が果たす職務を団結権否定の理由とし

て正当化すべきではなく、職員が自らの権利を行使するにあたっては個別の規制措置により対応できることを想起する。

本委員会は日本政府に対し、消防職員と刑事施設職員の団結権を保障する観点から講じているか、または検討している措置を示すよう要請する。

第3条。本委員会は、結社の自由委員会の第2177号および第2183号案件(第357次報告、パラグラフ730)に関する結論および勧告と新しい労使関係制度案に関する政府の指摘に留意した前回の本委員会意見において、日本政府に対し、国家の名の下に権力を行使する公務員や厳密な意味での必要不可欠なサービスに携わる労働者が例外とされる可能性はあるとしても、官公部門労働者が民間部門の労働者と同じように争議権を享受できるよう保障する取り組みの進捗を示すよう要請したことを想起する。本委員会は、新労使関係制度を確立する法案が国会で成立しなかったことに注意する。政府は、国家公務員制度改革基本法の第12条にしたがい、自律的労使関係制度の措置に関する意見交換および協議が開かれ、その後、内閣人事局が「国家公務員制度改革基本法第12条に基づき、国民の理解を得て、労働者団体からのヒアリングを行いながら、自律的労使関係制度のための措置に関して合意に達する努力を行う」と定める新法案が成立したと述べている。

本委員会は、2014年に国会に上程された改正国家公務員法および改正地方公務員法には、第87号および第98号両条約に基づいて提起されてきた論点に関する法制度についての条項が含まれていないとする連合の意見に留意する。連合は、しばらくの間、この状況が変わらないだろうと予測されることから、深い憂慮を表明している。本委員会はさらに、国民の理解を得ながら、自律的労使関係制度のための措置について合意に達する努力を行うとする2014年4月10日の参議院内閣委員会における附帯決議を強く支持する日本経団連の声明にも注意する。経団連はさらに、日本政府が労働者団体の意見を考慮に入れ、また、国家公務員のための措置変更を検討しつつ、地方公務員の自律的労使関係制度のための措置を注意深く見直し、検討し続けるとの考えを支持している。本委員会は、改正国家公務員法には自律的労使関係制度のための措置が含まれていないことに注意を払う一方、内閣人事局が関係者からのヒアリングを継続しながら、自律的労使関係制度のための措置を検討する責任を負うことに留意する。しかし、2014年5月30日に設置された内閣人事局は自律的労使関係制度の構築に関して職員団体と意見交換や協議をしていないとの連合のコメントにも留意する。

争議行為の権利を剥奪されている労働者への代償措置の保証に関し、本委員会は 日本政府が人事院に言及し、同院が国家公務員任命における公正さの確保に関して権限を 持ち続けるとの指摘に留意する。他方、人事院の勧告制度は代償措置として不完全である との連合の意見にも留意する。

本委員会は日本政府に対し、内閣人事局の努力を含む、本件に関する見直しの進捗について情報を提供し続け、また、次回報告において、国家の名の下に権力を行使することのない公務員や厳密な意味での必要不可欠なサービスに携わっていない労働者が、制裁を受けるリスクを負うことなく争議行為を行えるよう保障するために講じられているか、または検討されている措置について示すよう要請する。本委員会はさらに、同政府に対し、人事院はストライキ権が制限されている公務員に対する代償措置としては不完全であるとの連合の意見に回答することを要請すると同時に、関係者が信頼し、すべての段階

に参加でき、下された裁定が拘束力を持ち、完全そして早急に実施されるような、適切かつ公平で迅速な調停および仲裁手続きを通じて、現行メカニズムを強化するためのステップを示すよう要請する。

本委員会は最後に、日本に国営企業はもはや存在せず、日本国憲法で保護されている結社の自由と団結権、団体交渉権および団体行動権に基づき、公益性の高い民間企業労働者にもこうした権利が保障されるという日本政府からの情報に留意する。公共事業に関しては、雇用関連争議行為について通知する制度が確立されており、厚生労働大臣は予期せぬ行為が市民の日常生活にきたす支障や損害を最小限に留めるため、こうした行為の開始を公布することができることを日本政府は指摘している。

「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(1949年、第98号条約)」 (1953年批准)

本委員会は、連合から出され、日本政府の報告ならびに回答についてやり取りされた意見、そして同じく、日本政府の報告に関連して提出された経団連の意見に留意する。 さらに、2014年9月25日に受理した全労連の意見にも留意し、日本政府に対し、次回報告においてコメントを付すよう要請する。

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約第4条および第6条。公務員制度 改革の文脈において国家の運営に携わっていない公務員の団体交渉権。本委員会は、公務 員制度改革に関する現行協議の枠組みにおいて国家の運営に携わっていない公務員の団体 交渉を確実に促進させる措置の必要性について本委員会の以前のコメントを想起する。

本委員会は、労使関係における当事者双方が労働条件の課題について交渉し、自律的に決定するとともに、人事管理および報酬制度の改革を促進する新しい国家公務員制度の枠組みを定めた公務員制度改革関連法案が国会で成立しなかったとの日本政府の指摘に留意する。同政府は、また、国家公務員制度改革基本法の第12条にしたがい、自律的労使関係制度の措置に関する意見交換および協議が開かれ、その後、内閣人事局が「国家公務員制度改革基本法第12条に基づき、国民の理解を得て、労働者団体からのヒアリングを行いながら、自律的労使関係制度のための措置に関して合意に達する努力を行う」と定める新法案が成立したと述べている。

本委員会は、2014年に国会に上程された改正国家公務員法および改正地方公務員法には、第87号および第98号両条約に基づいて提起されてきた論点に関する法制度についての条項が含まれていないとする連合の意見に留意する。連合は、しばらくの間、この状況が変わらないだろうと予測されることから、深い憂慮を表明している。本委員会はさらに、国民の理解を得ながら、自律的労使関係制度のための措置について合意に達する努力を行うとする2014年4月10日の参議院内閣委員会における附帯決議を強く支持する日本経団連の声明にも注意する。経団連はさらに、日本政府が労働者団体の意見を考慮に入れ、また、国家公務員のための措置変更を検討しつつ、地方公務員の自律的労使関係制度のための措置を注意深く見直し、検討し続けるとの考えを支持している。本委員会は、改正国

家公務員法には自律的労使関係制度のための措置が含まれていないことに注意を払う一方、 内閣人事局が関係者からのヒアリングを継続しながら、自律的労使関係制度のための措置 を検討する責任を負うことに留意する。しかし、2014年5月30日に設置された内閣人事局は 自律的労使関係制度の構築に関して職員団体と意見交換や協議をしていないとの連合のコ メントにも留意する。

本委員会は、長年にわたる日本の社会的パートナーおよび市民社会との長期的かつ詳細な協議の成果である改革関連法案一式が最終的に可決されず、そのため国家の運営に携わっていない数多くの公務員が団体交渉権を剥奪されたままとなっていることに遺憾をもって留意する。本委員会は日本政府に対し、現行制度を見直すための社会的パートナーとの対話努力を強化し、ごく近い将来に、国家の運営に携わっていない公務員のすべてに対し団体交渉権を保障するよう要請する。また、同政府に対し、法律で義務付けられている、これらの事項に関する社会的パートナーとの協議に取り組むため、内閣人事局が講じているステップに関して詳細な情報を提供するよう要請する。

本委員会は、結社の自由委員会で現在、第2177号および第2183号案件として検討されている2013年の一方的な賃金カットに関連し、連合および全労連の意見において数々の補足的問題点が提起されていることに留意する。また、この特別な時限的措置は東日本大震災後の地域経済を活性化させる必要性に迫られたもので、2014年3月31日をもって終了したとの日本政府の回答にも留意する。

本委員会は最後に、適用法律の変更により、国有林野事業の職員の団体交渉権が 剥奪されるに至ったとの連合の意見に留意する。また、国家公務員法の対象範囲に国有林 野事業の職員を含める立法措置に関し日本政府から提供された情報に遺憾をもって留意 する。本委員会は、「国家の運営に携わる公務員」は厳格に解釈すべきとの本委員会の意 見を想起し、国有林野事業の職員に対し、団体交渉権を含め、本条約で保障されている権 利のすべてを確実に付与すべく講じているステップを示すよう日本政府に要請する。